

第 169 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 12 月 18 日 (月) 10:00～12:05
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価実施計画書に関する審議 (第 3 回)
出席者 24 名	◇審査会委員：11 名 岡村委員，沖村委員，川井委員，島委員，島田委員，藤川委員 藤原委員，楨村委員，増田委員，宮川委員，山下委員
	◇環境局職員：7 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌担当課長 中村自然環境共生課長 他事務局 3 名
	◇事業者：6 名 BayWa r.e. Japan 株式会社 事業開発部多賀谷部長 他 5 名
公開・ 非公開	公開（傍聴人 0 名）

○開会

【自然環境共生課長】 それでは，定刻となりましたので，ただいまより開始いたします。
本日は武田会長が所用のためご欠席ですので，山下副会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【議 長】 本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから，第 169 回神戸市環境影響評価審査会を開催させていただきます。

本日は，(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価実施計画書に関する審議を予定しています。

傍聴者はいないということで，それでは，事務局よろしくお願ひいたします。

【自然環境共生課長】 本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 この後の議事では，審査会の意見形成に関する議論を行います。
この情報につきましては，神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として，本審査会運営規程第 5 条第 1 項第 1 号に当

たるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ご異議がないようでございますので、後ほど、審査会意見形成に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。
それでは、議事に入りたいと思います。
事務局より、事業者のご紹介をお願いいたします。

《事務局より、事業者の紹介》

【議長】 それでは事業者より資料6についてのご説明をお願いいたします。
《事業者より、

資料6 第166回審査会における委員意見等に対する回答

について説明》

【議長】 以上の説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 質問番号4番は私が質問がしたもへの回答だと思います。トラベルタイムが6時間は長いということですが、これは降雨継続時間であり、トラベルタイムではなかったのですね。私が間違えていたのだと思いますが、降雨継続時間は最大降雨強度を設定するためのもので、その値が150mm/hや90mm/hということですね。前回の審査会資料で最大降雨強度が100mm/hとしていたのは、150mm/hや90mm/hが算出されているのに対して中央値を設定されていたのでしょうか。資料6の8ページの図3の右図のaの値が150mm/hや90mm/hになるのですか。そうであれば、100mm/hはどこで使われているのでしょうか。aが100mm/hということでしょうか。

【事業者】 前回の審査会での100mm/hという数字は概算で算出したものです。細かく検証した結果、152mm/hと90mm/hになりました。

【委員】 断面図をつけていただきましたが、青の線の上に赤の線が入っているのは一旦盛ったものをまた切るということですか。

【事業者】 CADで作図した線が太く出てしまっており、間違っています。全て盛土です。

【委員】 全て直していただいたほうがよいと思います。

【事業者】 承知しました。

【委員】 切土、盛土勾配で1:1.5や1:1.8とありますが、これは斜面に対して直行した勾配であり、縦断にするともっと緩くなるということですか。

か。1 : 1.5 とはいわゆる最急勾配の方向であり、縦断にすると勾配は緩くなりますよね。

【事業者】 切る方向によっては勾配は緩くなり、最も勾配がきつい状態の値です。

【委員】 設計勾配が1 : 1.5 なのですね。勾配が1 : 1.5 のところと1 : 1.8 のところがありますが、場所によって変えている根拠は何ですか。

【事業者】 勾配については森林法の林地開発の基準で、切土部分は1 : 1.5、盛土部分は1 : 1.8 という基準が設けられています。さらに兵庫県の宅地造成技術基準があります。これらに従ってこのような勾配にしています。

切土部分で勾配を1 : 1.8 にしたところは、緩めにしたほうが太陽光パネルを設置しやすかったり、早期植生ができるのではないかと考え、そうしました。

【委員】 安定勾配であるという理由ではなく、将来の土地利用を考えてそのようにしたのですね。

【事業者】 切土部分で1 : 1.8 としているところについてはそのとおりです。他の1 : 1.5 の切土部分や1 : 1.8 の盛土部分は安定勾配です。

【議長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 質問番号 11 番の景観については、私の質問に対する回答だと思います。この回答のうち、「この日常的な視点ではなくなる」とはどういう意味ですか。

確か私はもう少し高い場所でも見渡せる地点があるのではないかと指摘したと思います。なぜこのような指摘をしたのかというと、説明会等で高い場所に住む方々から苦情が出ていないのか不安に思ったからです。少し高くなったところに2軒ほど家があり、そこからは手前の山がきれいに見えてしまいます。事前配慮書での計画案から変更し、太陽光パネルの位置を下げてもらったこともその不安への対策の一つです。後々苦情が出ると困るためお聞きしています。

【事業者】 まず、「日常的な視点ではなくなる」とは、確かに空地の中に入ると若干視界が開けるのですが、民地なので住民の方は普段そこを通ることはできないという意味です。そういう意味で基本的に道路上の誰もが通行できる場所を調査地点に選定しています。

次に、調査地点についてですが、以前現地視察に来ていただいたところはある程度高い視点になり、事業実施区域全体を見渡すことができると考えています。

【委員】 おっしゃっている場所は階段をおりたところの道路ですよね。

【事業者】 はい。その階段を少し上がるともう少し高くから事業実施区域の奥を

見渡せますが、さらに上がると木と階段の擁壁が両側にあり視界が狭くなります。そのため、あまり上に行き過ぎても視認面積が小さくなります。

【委員】 説明会等で太陽光パネルによる光害に対しての苦情がないのであれば、特に問題ないと思いますが、階段の上の方に住む方の上の居間辺りから見えるのではないかと思います。

【事業者】 説明会では景観の調査視点についての苦情等は出ていません。山ノ越地区の多くの方の視界に入る地点という観点から現在の地点を選定しています。

【議長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 質問番号9番の騒音について確認します。11 ページで敷地境界での予測結果が青色で示してあります。それと同じ条件で、赤色で調査候補地点として挙げている場所についても予測したと理解してよろしいですか。

【事業者】 はい、そのとおりです。

【委員】 今回の資料で断面図を示していただいたことにより、非常に高低差があることが分かりました。事業実施区域の西側の肌色で着色されている部分は調査できそうになく、その中でも緑色の粉じんの調査地点は近くに犬がいるために断念したということですね。また、西側が最も影響を受けやすい場所であると判断されているということですね。

【事業者】 はい、そのとおりです。

【委員】 敷地境界の予測結果も出ていますし、周辺の民家と事業実施区域との位置関係も概ね分かりますが、選定されているところよりも近くに民家がありますので、そのことを重々ご承知の上で住民に対する影響を考えていただきたいと思います。

【議長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 質問番号7番の大気質について、1ヶ月単位の予測が必要ではないかという質問がありますが、大気質の中でも粉じんについてのご指摘だったという理解でよろしいですか。

【事業者】 はい、そのとおりです。

【委員】 その質問に対し1ヶ月単位で予測を行うと回答されていますが、実施計画書に記載されている予測の手法を見ると、造成・建設工事については工事最盛期、工事関連車両の走行については資材搬入車両の台数が最大となる時期に予測を行うとなっています。これと1ヶ月単位での予測するというこの関係がよく理解できません。

【事業者】 工事最盛期というのは月当たりの稼働台数が一番多い時期を意味しています。1ヶ月単位での予測とは、予測に用いる気象条件を1ヶ月単位で変えて予測をするということです。稼働台数は同じですが、気象条件が変わるということです。

【委員】 気象条件が変わるために、年間を通して予測し、四季別の最大値を予測結果にすることにどういう意味があるのですか。

【事業者】 月単位で平均風速は異なるため、同じ稼働台数でも風速の条件によって予測値が異なります。粉じんの影響が最も大きくなった予測値を予測結果として示すということです。

【委員】 なぜ四季別に最大値を出す意味があるのでしょうか。実施計画書にあるように工事最盛期の予測結果を出していただければよいのではないのでしょうか。

【事業者】 前回の審査会でそのようなご指摘がありました。

【委員】 前回の審査会は欠席したため、そのあたりの趣旨が私には理解できていません。

【委員】 資料6に記載されている質問の内容と前回の審査会での指摘の趣旨が少しずれているのではないかと思います。前回の審査会でどういう議論がされたかをご説明ください。

【事業者】 前回の審査会の資料では、四季別に予測する際に、気象条件として3ヶ月の平均値を用い、予測・評価すると回答しました。しかし、平均してしまうとその平均値よりも大きいものがあるため、1ヶ月の最大値を用いて予測する必要があるというご指摘であったと思います。

粉じんの予測結果は取り扱う土砂量によって予測結果が変わってきます。今回の資料での予測は、土砂量は最大値を用い、風向は年間を通して1カ月ごとに気象条件を設定して行っています。住民の方にとっては非常に安全側の予測をしております。

【委員】 3ヶ月ごとの平均値ではなく、1ヶ月ごとの平均値を用いて予測するということですね。

【委員】 分かりました。

【議長】 他にないようであれば、引き続き事業者より、資料7についてご説明をお願いいたします。

≪事業者より、

資料7 (仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業
環境影響評価実施計画書説明会報告書

について説明≫

【議長】 以上のご説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 4ページの最初の質問に関しては回答されていませんが、実際に事業

実施区域にイノシシが生息しているかどうかは確認されていますか。

【事業者】 まだ調査していないため、実際に生息しているかどうかは把握できていません。

【委員】 もし事業実施区域に生息しているのであれば、工事中には別のところへ移動するでしょうし、現在山を利用しているのであれば、当然改変すれば影響は出ると思います。やはりこの意見に対してデータの収集等の対応をするべきだと思います。

次に、2つ目の微気象についての質問に対し、文献等をもとに定性的に予測・評価を行うと書いておられますが、これはどういう意味でしょうか。

【事業者】 まず類似施設で測定しようと思います。そこで得られた結果をもとに、周辺にどの程度の影響があるかを、数値ではなく定性的に評価したいと考えています。

【委員】 例えば、「軽微である」という表現もある意味定性的ですが、風の温度の変化や風そのものの変化が数値で表されないと、その影響が大きいのか小さいかを判断することは難しいと思います。シミュレーションができるのかどうかは私も分かりませんが、ある程度定量的な数値を算出させていただく必要があると思います。

これに関連し、3つ目の質問に対する回答で、60%の森林を残すため太陽光パネルの温度上昇による影響は相対的に小さいと書いていますが、全体としては確かに60%の森林が残りますが、事業実施区域の真ん中を集中して改変されるため、風や熱に関しては南北方向の影響は大きくなると思います。そういう観点から南側に住居はないのでしょうか。もしあるのであれば、そこへの影響は十分に調査して予測していただく必要があると思います。

最後に、5ページが一番下の太陽光パネルの下に植物が生えるのか生えないのかという質問に対する回答で、これまでの経験上とあります。これは今回の事業と同じように傾斜地に太陽光パネルを設置した事業のことを事例として挙げているのでしょうか。つまり、平地に設置した場合と傾斜のあるところに設置した場合では、雨による表面土砂の流出が植生回復に影響を与えるかどうかはかなり異なってくると思います。

【事業者】 イノシシについては今後の現況調査で哺乳類の調査を計画しており、フィールドサインや自動撮影調査等を行い、事業実施区域内及び周辺での生息状況のデータを収集した上で、予測・評価していく予定です。

次に、太陽光パネルの下の植生回復については、本計画での勾配は5%から十数%であり、同じような勾配での事例も含んでいます。

【議長】 他にいかがでしょうか。

それでは事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席いただいて結構です。

《事業者退出》

【議長】 それでは、これからの審議を非公開といたします。
事務局より、意見書案の説明をお願いします。

《事務局より、意見書（案）の全体構成の説明、「Ⅰ はじめに」について説明》

【議長】 いかがでしょうか。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
ご質問が無いようでしたら、引き続きご説明をお願いします。

《事務局より、意見書（案）の「Ⅱ 意見 1 全般的事項」の説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 意見のどこに入れるべきかは分かりませんが、最後に話のあった太陽光パネルの設置に伴う温度あるいは風の変化、すなわち微気象の変化による影響が懸念されることが現段階の意見には述べられていないため、入れるべきだと思います。

【環境保全部長】 個別的事項の(7)その他で述べていますが、これだけでは不十分ということでしょうか。

【委員】 確かに個別的事項では述べられていますが、全般的事項で大規模な改変を行うことの問題点として述べられているのが現段階では災害だけになっているため、全般的事項のどこかに入れた方がよいと思います。

【議長】 むしろ個別的事項の(7)を全般的事項に移した方がよいというご意見でしょうか。

【委員】 少なくとも全般的事項の中にはその意見を入れる必要があると思います。

【環境保全部長】 災害等ではなく項目を作り、微気象に関する記載をさせていただくということでしょうか。

先に個別的事項の(7)を読み上げ、この意見を災害等の対策の後に挿入するという案をご提案します。

《事務局より、

意見書（案）の「Ⅱ 意見 2 個別的事項 (7)その他」

について説明》

- 【議 長】 今の意見を全般的事項の(3)と(4)の間に移すということではいかがでしょうか。
- 【環境保全部長】 項目名をつける必要がありますが、「微気象」という言葉は一般的なものと考えてよろしいでしょうか。
- 【委 員】 「微」と言えるのかどうか分かりません。
- 【委 員】 感覚的には「小気候的」だと思います。周りの気温まで考えると「局所的な気象」でしょうか。
- 【委 員】 先ほどの事業者の説明では、太陽光パネル周辺の気温上昇の予測について実施する気があまりなさそうに感じました。住民説明会での質問に対し、類似施設で調査ができない場合は文献等をもとに定性的に予測・評価を行うという回答でしたが、実施計画書の207ページを見ると、定性的に予測すると書いてあり、先ほどの回答と矛盾します。そのため、やはり全般的事項に入れる方がよいと思います。
- また、太陽光パネルの下に植物が生えるのかどうかという質問に対しても、これまでの経験上は生えることが多いという回答であり真剣に捉えていないように感じました。
- これらの印象から、「微気象」としてしまうと実施計画書の207ページの予測の手法に書いてあることだけを行えばいいと解釈される可能性があるように思います。しかもここでは定性的に予測すると言いつつ、微気象を含めて太陽光パネルを設置したことによる影響を全て網羅できる言葉を選んだ方がよいと思います。
- 【委 員】 「地域における気象への影響」あるいは「地域的な気象への影響」としてはどうでしょうか。
- 【委 員】 「局所的」としてしまうと、範囲が狭くなってしまいうでしょうか。
- 【委 員】 事業実施区域の周辺を含めた話であり、おそらく「微気象」とするともう少し小さいビルが対象になるような気がします。
- 【事務局】 事業者が「微気象」という表現を使っているからといって、同じ表現を採用する必要はないと思います。
- 【委 員】 「微気象」とは、もともとは建物の中の空調等に使用すると思います。
- 【委 員】 私の専門分野では「小気候」と言います。
- 【委 員】 数キロの範囲が微気象なので、そういう意味ではあっていると思います。
- 【委 員】 ただし、北風が吹くと数キロより広い影響を及ぼす可能性はあると思います。また、この事業は森林であったところを更地に変えるものであるため、森林の伐採と太陽光パネルの設置という両面が効いてくるんだと思います。例えば、気温については森林が緩衝剤になっていると思います。つまり、夏であれば森林は水分を含むため、気化熱でエネルギーを

吸収しますし、冬であれば風が吹いても、森林が風を遮り南へ北風の影響が及ばないということも考えられます。そういう緩衝剤がなくなるという面と、熱を持ちやすいシリコンパネルを設置するという面の2つが効いてくると思います。

- 【委員】 そうすると簡単に言えば、「地域の気候の変化」ではないですか。
- 【委員】 その方が明確になると思います。
- 【環境保全部長】 それでは、(3)と(4)の間に「地域的な気候変化への対策」という項目を入れるということによろしいですか。それとも、「気象変化」の方がよろしいですか。
- 【委員】 「気象変化」ではなく、「気象の変化」というように切った方がよいと思います。
- 【環境保全部長】 「地域的な気象の変化」でしょうか。
- 【委員】 「気象への影響」の方がよいでしょうか。
- 【委員】 今行っている訂正のうち、2行目の「周辺の植生や生活環境への」から「検討する必要がある」までの4行分は全般的事項の(1)に少し違いはありますがほとんど含まれています。そのため、(1)の「本事業の実施により大規模に地形改変が行われる」ということに加えて、先ほどの「太陽光パネルを設置する」ということを追記した方がより分かりやすいと感じます。
- 【委員】 ただし、「自然環境及び生活環境への影響」という表現は、確かに全てを含んでいますが、特に温度や風が大きな要因になると思います。そのため気象という言葉はどこかに入れる必要があります。
- 【委員】 質問ですが、地表面の温度変化に伴う微気象の変化については研究段階なのでしょうか。それとも環境影響評価に使えるような確立した手法があるのでしょうか。
- 【委員】 数十年前からその話は聞きます。
- 【委員】 特に太陽光パネルを設置した場合に気象が変わるという話はあるのでしょうか。
- 【委員】 説明会の質問に対する回答で、60%の森林を残す計画をしているから、環境に与える影響は少ないと説明しています。しかし、残している森林はつながっているもので、改変された後を見たときに60%の森林が残っているようには見えません。60%の森林を残すから問題ないという説明は納得できません。確かに基準を遵守していることはよいのですが、基準を遵守すれば影響が少なくなるわけではないと思います。
- 【委員】 ただし、事業者に指導する場合、予測方法が確立しているのであれば予測を求めることができると思います。もし研究段階であるのであれば、太陽光パネルの表面温度が上がることにより周辺の気象がどうなる

かを研究しなさいというべきだと思います。予測するうえで必要な知見が十分にあるのかどうかを教えてください。

【委員】 よく存じていませんが、確かに温度が上がるという話は聞いています。

予測手法が確立していないのであれば、住民の質問に対する事業者の回答として現地調査を1年間行うとしていましたが、その調査を確実に実施するよう求めることはできると思います。調査期間は3年程度がよいとは思いますが。

【環境保全部長】 先ほどの委員からのご指摘は、他の類似施設でほとんど影響なかったから問題ないと短絡的に評価するのではなく、類似施設でどれだけの温度変化があったのかを定量的に示したうえで、論理的に評価をしていただきたいというものだったと思います。その趣旨を反映させていくということによろしいでしょうか。

【委員】 逆に予測ができないのであれば影響が少ないとする根拠がありません。実際の事例に基づきデータを示していただきたいです。

【環境保全部長】 おそらく他の事例に基づき温度上昇が最大でどの程度になるかを予測し、その結果を示したうえでの評価になると思います。

別の委員から全般的事項の(1)と統合するべきだというご指摘もございましたが、地域的な気象変化について大変ご議論いただきましたので、これについての項目を設けさせていただいてよろしいですか。

【委員】 言葉の使い方ですが、類似施設での聞き取りから予測したものを定量的な予測と言えるのか疑問に思います。アセスでいうところの「定量的な予測」という言葉の使い方とは意味が異なります。全般的事項の(1)では「類似施設での現地調査や聞き取り調査による精度の高い予測」という言葉を使っており、そこでは「定量的」という言葉は使っていません。「定量的な予測」とすると、確立された方法でのシミュレーションという意味になるのではないのでしょうか。

【委員】 ただし「定性的」では不十分だと思います。つまり、具体的な数値データを示していただきたいです。

【環境保全部長】 確かに事業者の言う「定性的な評価」はどのようなものかは分かりません。

【委員】 「影響が少ない」という評価で済ませたいのでしょうか。

【環境保全部長】 根拠をもって評価するべきということでしょうか。

【委員】 「影響が大きい、小さい」や「温度が高い、低い」という表現を用いた評価にとどめるのではなく、例えば「何度低い」という数値で示していただきたいです。

【環境保全部長】 例えば、「可能な限り把握するとともに」としてはどうですか。

- 【委員】 事業者は「定性的に予測する」ということを強調しているため、「定量的に」という言葉は残したほうがよいと思います。
- 【環境保全部長】 「定量的に予測する」とすると、シミュレーションを行ってその結果をもとに評価するというイメージになると思います。
- 【委員】 それでは、「定量的に把握する」としてはどうですか。
- 【委員】 「予測」という言葉がなければよいと思います。
- 【環境保全部長】 「定量的に把握するとともにその結果に応じて」としてよろしいですか。
- 【委員】 「予測・評価」という言葉を使わないほうがいいため、「定量的に把握するとともにその結果に応じて」とするのがよいと思います。
- 最初に「森林伐採」という言葉を入れましたが、全般的事項の(1)の「大規模な地形改変」と重複しませんか。
- 【委員】 「森林伐採」ではなく「大規模な地形改変」とすればよいと思います。
- 【委員】 私はこの観点は入れなくてよいと思います。
- 【委員】 森林があることによって現在の気象に関する気象があり、森林を伐採すると温度が上がったり下がったり影響すると思うので、地形改変だけではないと思います。
- 【委員】 (1)に森林伐採に伴う地形改変と書いてもよいと思います。とにかく植生がなくなるということが問題です。
- 【委員】 森林伐採という観点をどちらかに入れるべきだと思います。気象に関係してくると思いますので、(4)の方がよいと思います。
- 【環境保全部長】 それでは、(4)に「森林伐採」という言葉を入れ、タイトルを「周辺気象への影響の評価」としてよろしいでしょうか。
- 【議長】 いかがでしょうか。
- 【委員】 この地域は緑の育成区域ですし、そのことを意識している意見になると思いますのでよいと思います。
- 【議長】 全般的事項について他にご意見ございますか。
- 【委員】 (3)で早期発見体制とありますが、土砂災害と太陽光パネルの破損に伴う有害物質の溶出の両方に係る早期発見と読んでよいですか。下流部分に盛土で防災調整池をつくります。また、調整池の上流側にも盛土があります。その盛土に対する安定性の評価も必要です。このことから土砂災害を未然に防ぐための早期発見体制の構築は重要です。
- 【議長】 よろしいでしょうか。
- 【委員】 細かいことですが、今回の意見では「太陽光パネル」と書いてあり、前回の事前配慮書の市長意見では「ソーラーパネル」と書いています。また、事業者もソーラーパネルと書いています。前回の「ソーラーパネル」という表現に統一したほうがよいと思います。

【環境保全部長】 確かに事業者は「ソーラーパネル」としています。

【事務局】 事業者は「ソーラーパネル」と書いていますが、市長意見では「太陽光パネル」としています。事業者がこの部分だけをソーラーパネルと変えてしまっています。「太陽光パネル」とさせていただきます。

【議長】 それでは、続いて個別的事項のご説明をお願いします。

《事務局より、

意見書(案)の「Ⅱ 意見 2 個別的事項 (1)大気質・騒音・振動～(3)地盤」

について説明》

【議長】 いかがでしょうか。

【環境保全部長】 先ほど委員から住居の位置を考慮して騒音の測定地点を選定する必要があるというご意見いただきましたが、このご意見についてはまだ意見に含まれていません。

【委員】 東側にも調査地点を選定をする必要があるということですね。

【環境保全部長】 住居の位置よりも少し遠ざかった位置で測定がされているため、その辺りの住居等の位置も考慮する必要があるのではないかとご指摘いただきました。

【委員】 最も影響を受けやすい住居への影響を考慮するという趣旨が入ればよいと思います。

【事務局】 アの後に「調査地点の選定にあたっては影響を受ける可能性のある住居等の位置を考慮する必要がある」という意見を入れます。

【委員】 地盤について、柏尾谷断層辺りの切土勾配を1:1.8にするということですが、それは断層があったからではなく、将来的な土地利用のためです。そのため、断層があることだけでなく流末に防災調整池の盛土が行われることも重要だと考えます。例えば、「柏尾谷断層が存在していること、流末に防災調整池の盛土が予定されていることから」としてはどうですか。堤体が切れると水が溢れ出ることになるため、あえて意見として述べた方がよいと思います。

【議長】 よろしいでしょうか。

【委員】 大気質と騒音振動は調査地点と予測地点は別の地点ですか。予測地点がどこか分かりません。

【事務局】 資料6の11ページをご覧ください。騒音の予測地点は、粉じんの予測地点と同じで青い三角の地点です。事業者は騒音と粉じんの調査地点を同じ地点にしたかったようですが、犬がいたため断念したようです。ただし、予測地点①を見ると道路が南に続いているため、騒音についてはそこで調査することが可能ではないかと思いますが、もしかすると車で入っていけないといったことがあるのかもしれませんが。

【委員】 今日の説明では肌色の部分でしかできそうにないということでした。

【事務局】 ただし騒音の測定はそれほど大規模な土地は必要ありません。説明としては納得できないと思います。

また、事後調査の際には、予測が妥当であるかを評価することになります。そのため、騒音の調査地点が青丸のところだけで十分であるのか疑問に思います。

【議長】 それでは、そういう意図も含め、「調査地点の選定にあたっては、影響を受ける可能性のある住居等の位置を考慮する必要がある。」という意見を入れましょう。

他にないようでしたら、引き続き個別的事項の説明をお願いします。

《事務局より、

意見書(案)の「Ⅱ 意見 2 個別的事項 (4)植物・動物～(6)地球温暖化」

について説明》

【議長】 いかがでしょうか。

【委員】 (4)のアでは「正確に把握」とあり、イでは「把握」ですが、イについても、「定量的」や「正確に」という表現を入れてもよいと思います。

【議長】 「正確に」を入れるかどうかは意識して使い分けたのですか。

【事務局】 アはより確実にできるであろうということで、「正確に」と書いています。イについては、事務局としてもどこまで可能か判断しかねています。

【議長】 それなりに意識して使い分けたようですがいかがでしょうか。

【委員】 イについては「可能な限り」ですかね。

【議長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 (6)の地球温暖化について、「森林伐採により最終的に大気に放出される二酸化炭素」が少し分かりづらいように感じます。

【自然環境共生課長】 森林を伐採した後、それが木材として利用すればしばらくの間は固定されますが、基本的には伐採した木材は長時間を要する場合がありますが最終的には二酸化炭素に分解されます。二酸化炭素の排出量の算定においては伐採したものによる吸収量はゼロとする考え方があると思います。そういうことも踏まえた予測を求めています。

【委員】 実施計画書の206ページの表7.11-1では、森林伐採による二酸化炭素の吸収量の減少分とあわせて定量的に予測すると書いてます。

【委員】 今回の事業者は吸収量の減少分しか考えていない評価をしています。

【委員】 今おっしゃったことが明確にわかるような書き方にした方がよいと思います。

【委員】 「森林伐採により吸収量が減る分のみならず」としてはどうですか。

【自然環境共生課長】 ただし、森林が成熟すると吸収量が非常に少なくなり、事実上それ以

上吸収しなくなります。事業実施区域の森が例えば 2,30 年経っている森であれば、固定量がほとんど平衡化してしまいます。

【委 員】 どの樹種がどの程度吸収するというマニュアルはあるのですか。

【自然環境共生課長】 おそらくあります。表現については、この表現でも専門分野の方には伝わると思います。

【委 員】 景観について先ほどの事業者の回答では、調査地点を変更するつもりはないと思いますが、念のためこの意見を述べておいてください。

【事務局】 承知いたしました。

【委 員】 住民がたくさん見るという観点よりも、一番影響の大きい場所という観点から予測する必要がある必要があると思います。

《事務局より、意見書修正案の読み上げ》

【議 長】 よろしいでしょうか。

これでよければ、この修正内容で後日、私と事務局で細かい部分を精査して、環境影響評価審査会の意見としたいと思います。

よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議 長】 ありがとうございます。

それでは、これで審査会意見書とさせていただきます。

それでは、本日の資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回の審議は、非公開としてご検討をいただきましたが、意見書（案）につきましても、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、一旦非公開とさせていただきます、審査会意見の公表後に公開させていただくことにしたいと存じます。

【議 長】 ただいま事務局から提案があった件について、確認をお願いいたします。

今回の審議資料は、事務局からの提案のとおり取り扱いとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございます。それでは、事務局の提案のとおりとさせていただきます。

本日の審議についてはこれで終了いたします。

なお、今後の予定について事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回取りまとめていただきました意見書につきましては、後日、審査会意見として神戸市に対しご提出いただきたいと思いますと存じます。

本意見書を受けて、市長意見書を作成し、事業者に送付いたします。

それでは、これもちまして本日の審査会を終了させていただきます。

ありがとうございました。